

令和4年(2022年)度JEES日本語教育普及奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、「令和4年(2022年)度JEES日本語教育普及奨学金」の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

本奨学金は、日本語教育普及を図るため、日本語指導者の養成に資することを目的とする。このため、日本の大学(大学院及び短期大学を含む)に在籍する学生(私費外国人留学生を含む)で、本協会実施の日本語教育能力検定試験に合格し日本語指導者を目指す者に対して、奨学金を支給する。

2 応募資格

次の各号の全てに該当する者。

- 令和4年10月に日本の大学の学士課程、又は修士課程(博士前期課程及び一貫制博士課程の1~2年次を含む。)、又は博士課程(博士後期課程及び一貫制博士課程の3年次以上を含む。)、及び短期大学に正規生として在籍し、日本語指導者を目指す者。
- 日本国籍を有する者、日本への永住を許可されている者、及び私費外国人留学生。なお、私費外国人留学生の場合、在留資格は「留学」であること。
- 本協会が令和3年度に実施した日本語教育能力検定試験に合格した者。
- 採用された場合の受給期間が令和4年10月から6か月ある者。
- 本奨学金の受給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額600,000円(月額50,000円相当)以下である者。[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除、国の高等教育修学支援新制度は除く]
- 令和4年10月に在籍する大学の長の推薦を受けることができる者。

3 採用人数

20名程度

4 支給内容

月額奨学金 50,000円

5 支給期間

令和4年10月から令和5年3月までの6か月。

6 応募・推薦方法

- 本奨学金を受けようとする者は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- 大学の長は、2に挙げる応募資格に該当する者について、7に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数については、各大学2名程度とする。

7 応募・推薦書類及び提出方法

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式1)	クラウドストレージサービスBoxの指定URLへアップロード(※)	Excel	日本語で書かれたものに限る
(2)	推薦書(様式2)			文書番号の記載があれば、公印省略可
(3)	令和3年度日本語教育能力検定試験合格証書		PDF	提出できない場合、令和3年度の日本語教育能力検定試験結果通知書または合格証明書でもよい

※提出方法の詳細については別紙にて案内。

8 応募・推薦書類の提出期限

令和4年6月30日(木)を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

9 選考方法及び結果の通知

理事長は、6の(2)により推薦された者について、本協会に設置する選考委員会に諮り、奨学生を決定する。結果は、令和4年9月を目途に大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

10 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

11 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後1か月以内に、所定の様式により大学を通じて本協会へ提出すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (3) 奨学生は、住所・連絡先に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により大学を通じて本協会へ報告すること。
- (5) 奨学生は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会の要請に応じ、アンケート等への回答及び交流会等への参加に協力すること。

12 本奨学金の支給の休止または終了および決定取消

- (1) 奨学生が大学を長期欠席(1か月以上)した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、5に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。ただし、5の支給期間は延長しない。
- (2) 奨学生が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
 - ① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学または留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。
 - ② 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。
 - ③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

13 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、12に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。
- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として本奨学金を辞退することはできない。
- (3) 受給開始から終了まで、受給金額合計が年額600,000円(月額50,000円相当)を超える給付型奨学金に応募することはできない(ただし、本奨学金の受給終了後に受給を開始する他の奨学金は除く)。
- (4) 大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期欠席又は休学の扱いとならなければ支給を継続する。
- (5) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することはできない。
- (6) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程4年、修士(博士前期)課程2年、博士(博士後期)課程3年とし、この期間のうち5に挙げる支給期間を支給対象とする。短期大学については、各短期大学において定められた標準修業年限(2年もしくは3年)のうち、5に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち5に挙げる支給期間を支給対象とする。

14 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、14(2)①から③及び⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生を決定するため。
- ② 本奨学金支給事務のため。
- ③ 本奨学金授与式または交流会等の開催時に利用するため。
- ④ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段として利用するため。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会のホームページ等において広報目的に利用するため。

15 問い合わせ先

公益財団法人日本国際教育支援協会

学生支援部 国際教育課

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLXビルディング 12階

TEL: 03-5454-5274

MAIL: ix@jees.or.jp

以上

令和4年(2022年)度JEES日本語教育普及奨学金 願書

令和 4年 月 日

公益財団法人 日本国際教育支援協会 理事長 殿

私は、本奨学金の募集・推薦要項の全記載内容に同意・了承の上、令和4年(2022年)度JEES日本語教育普及奨学金の奨学生として採用願いたく、願書の記載事項に相違ありませんので、ここに申請いたします。また、募集・推薦要項14(2)①から③及び⑤の目的で、願書の記載事項を寄付者に開示・提供することに同意します。なお、奨学生として採用された場合は、他の奨学金を受給することを目的として、本奨学金を辞退することはいたしません。

記

氏 名			写 真 データを貼り付けること (50KB以下)
フリガナ (半角)			
漢字			
ローマ字 (大文字)			
学籍状況(令和4年10月1日時点)			
学校名	学部・研究科	学科・専攻	
★選択してください 年 (年 月入学、 年 月卒業予定)			
国籍・ 地域	日本語教員養成課程履修の有無	★選択してください	
生年月日			性別
年 月 日 (令和4年10月1日時点で 歳)			

●学歴・職歴(高等学校卒業以降)

学歴 職歴	学校名または勤務先(所在地)	専攻分野・職務内容・地位	在学・勤務期間
学歴	(高等学校名)		年 月 まで
			年 月 から 年 月 まで
			年 月 から 年 月 まで
			年 月 から 年 月 まで

●応募者の経済状況(令和4年度見込み)

収入内訳(全て平均月額を記入すること) ※留学生の場合、本国の家庭の収入、日本国外にいる配偶者の収入等、 生計を一にする別居者の収入は含まない		支出内訳(全て平均月額を記入すること)	
① 仕送り額	円	⑧ 学費	円
② 生計を一にする 同居者の収入	円	⑨ 教材費	円
③ アルバイト収入、 RA・TAの給与等	円	⑩ 住居費	円
④ 特別研究員 研究奨励 金	円	⑪ 生活費	円
⑤ 高等教育の修学支援 新制度・給付型奨学金	円	⑫ その他	円
⑥ 併給奨学金 (申請中を除く)	円	小計	0 円
⑦ その他 (借入金、貯金の取崩し等)	円	⑬ 授業料免除額	円
合計	0 円	合計 ※小計-授業料免除額	0 円
収入-支出	0 円		

●他の奨学金受給・申請状況 ※一時金も含む。令和4年度に受給(予定を含む)する奨学金のみ記入すること。

貸与型 給付型	奨学金名	支給団体名	月額	受給期間			状況
				年	月	から	
			円	年	月	から	
			円	年	月	まで	
			円	年	月	から	
			円	年	月	まで	

●大学等で何を学習・研究したいか(しているか)

学習・研究タイトル	
具体的な内容	

●奨学金の申請理由は何か。また、奨学金をどのように活用できる(役立てられる)と思うか。

--

●学業修了後、どのように日本語教育に関わりたいか。

--

以上

【記入上の注意】

- 添付する写真は、上半身、脱帽、最近6か月以内に撮影したものとし、50KB以下のものを貼り付けること。
大ききの調整をして枠内に収めること(写真の縦横比は変更しない。枠内に空白ができて可)。
- 申請者本人が入力すること(手書き不可)。
- スペースが足りない場合は、行の追加・高さの調整をしてセル内に収めること(別紙を添付しないでください)。

令和4年(2022年)度JEES日本語教育普及奨学金 推薦書

令和 4年 月 日

公益財団法人 日本国際教育支援協会 理事長 殿

文書番号

学校名

学長名

公印
省略

本学において審査の結果、令和4年(2022年)度JEES日本語教育普及奨学金の奨学生として適格であると認めたので、「令和4年(2022年)度JEES日本語教育普及奨学金募集・推薦要項」に基づき、下記の者を推薦します。
なお、奨学生として採用された際は、本学による送金手数料等の負担を含め、奨学金支給事務に協力します。

記

● 推薦する学生

	カナ氏名	学部・研究科	課程	学年
1			★選択してください	年次
2			★選択してください	年次

● 特記事項(推薦理由等があれば記入してください。特にない場合は記入不要です。)

--

● 過去のJEES日本語教育普及奨学金(検定)奨学生の進路

(過去3年間(平成30年度～令和2年度)に採用された者がいる場合はご記入ください。)

	採用年度	氏名	奨学生番号	現在の状況(就職先、進学先等記入)
例	R1	キョウカイ タロウ	JLTCT1900	〇〇日本語学校 専任教諭
1				
2				
3				
4				
5				

以上

※原則、公印省略とします。ただし、文書番号がない場合は、公印(電子印影)を押してください。



よくある質問

【令和4年（2022年）度 JEES 日本語教育普及奨学金】

令和4年（2022年）度 JEES 日本語教育普及奨学金（以下「本奨学金という」）募集・推薦要項には記載されていない重要事項が含まれておりますので、応募・推薦書類の作成を始める前に、必ずご一読ください。

1. 募集・推薦要項

【2 応募資格】

(1) 令和4年10月に日本の大学の学士課程、又は修士課程(博士前期課程及び一貫制博士課程の1～2年次を含む。)、又は博士課程(博士後期課程及び一貫制博士課程の3年次以上を含む。)、及び短期大学に正規生として在籍し、日本語指導者を目指す者。

Q-1.「日本語指導者を目指す者」とありますが、応募するためには、「日本語教員の養成課程に在籍していること」や、「日本語教育に係る分野を専攻（履修）していること」が必要でしょうか。※日本語教育と全く関係ない分野を専攻している学生でも応募可能かどうか教えてください。

A-1. 学生の専門分野は問いません。

Q-2. 年齢制限はありますか。

A-2. ありません。

Q-3. 過去、留年・休学歴がある学生の応募は可能ですか。

A-3. 支給開始から終了までの期間において、在籍課程の標準修業年限を超えて在籍とならない限りご応募いただけます。

※「標準修業年限」とは、学位取得のために必要な、最短の在籍期間のことです。その大学に在籍できる最長の期間（在学年限）のことではありません。なお、**休学期間は標準修業年限に含まれません**。大学における各課程の標準修業年限については、Q-20/A-20 をご参照ください。

Q-4. オーバードクターの学生も推薦できますか。

A-4. 推薦できません。本奨学金の支給期間である令和4年10月から令和5年3月までの期間が、本協会奨学金事業で定める標準修業年限内にある学生に限り、推薦可能です。

Q-5. 大学の通信教育課程に在籍する学生は推薦できますか。

A-5. 通信教育課程の学生は推薦できません。

【2 応募資格】

(3) 本協会が令和3年度に実施した日本語教育能力試験に合格した者。

Q-6. 新型コロナウイルス感染症の影響で渡日ができず、要項で指定された年の試験を受けられなかった学生が、別の年に実施された試験で合格している場合、応募することはできますか。

A-6. 募集・推薦要項のとおり、本協会が令和3年度に実施した日本語教育能力検定試験に合格した学生が応募対象です。

【2 応募資格 (4)】

(4) 「採用された場合の支給期間が令和4年10月から6か月ある者。」

Q-7. 令和5年3月より前に卒業する予定の学生は推薦できないのでしょうか。

A-7. 推薦できません。採用された場合の支給期間が、令和4年10月から少なくとも6か月間（すなわち令和4年10月から令和5年3月まで）ある学生が対象となります。令和5年3月より前に学籍がなくなることが確定している学生については応募資格を満たさないことになります。

【2 応募資格】

(5) 本奨学金の支給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額600,000円（月額50,000円相当）以下である者。〔貸与型（返済が必要なもの）奨学金、学費免除、国の高等教育修学支援新制度は除く〕

Q-8. 〔貸与型（返済が必要なもの）奨学金、学費免除は除く〕の意味がよく分かりません。具体的にはどのようなことですか。

A-8.

①：「貸与型（返済が必要なもの）奨学金（…中略…）は除く」の意味について

貸与型（返済が必要な）奨学金については、受給できる金額に上限はなく、年額 600,000 円（月額 50,000 円）を超える奨学金でも本奨学金と併給可能という意味です。

②：「学費免除は除く」の意味について

ここでいう「学費免除」とは、以下のものを指します。

- ・大学が、学生の学費の一部もしくは全部を免除するもの
- ・大学が独自で実施する給付型奨学金のうち、「学費」という名目で、学費相当額もしくはそれ以下の金額を支給するもの

上記の要件を満たす制度は学費免除と同等のものとして扱いますので、併給制限の対象とはなりません。

※ただし、たとえ「学費」を支給するという名目の奨学金であっても、それが大学独自の制度ではなく、大学とは別の団体が実施するものである場合、学費免除とはみなされません。この場合、「2 応募資格（5）」に定められている併給制限の対象となりますのでご注意ください。

Q-9. ティーチング・アシスタント（以下「TA」という）、リサーチ・アシスタント（以下「RA」という）に雇用されている学生が、本奨学金を受給することは可能ですか。

A-9. TA、RA に雇用されることによって得られる収入はいずれも給与とみなします。給付型奨学金ではありませんので、金額がいくらであっても本奨学金を受給できます。

※願書（様式 1）の以下の欄に金額をご記入ください。

- 【応募者の経済状況】欄の「③アルバイト収入、RA・TA の給与等」

Q-10. 「学習奨励費」との併給は可能ですか。

A-10. 学習奨励費の支給額は月額 48,000 円であり、本奨学金で設けている併給制限（年額 600,000 円、月額 50,000 円相当）を超えないものですので、本奨学金との併給は可能です。

※願書（様式 1）の以下の欄に金額等をご記入ください。

- 【応募者の経済状況】欄の「⑤ 高等教育の修学支援新制度・給付型奨学金」
- 【他の奨学金受給・申請状況】欄

Q-11. 日本学術振興会の特別研究員に採用されている学生が応募することは可能ですか。

A-11. 日本学術振興会特別研究員の研究助成金は、給与とみなします（給付型奨学金には含みません）。併給制限の対象外となりますので、応募可能です。

※願書（様式 1）の以下の欄に金額をご記入ください。

■【応募者の経済状況】欄の「④特別研究員 研究奨励金」

Q-12. 「次世代研究者挑戦的研究プログラム」、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロースhip創設事業」等の研究助成は、本奨学金と併給可能ですか。

A-12. いずれの事業も本奨学金の併給制限の対象とはなりません。大学側のフェロースhip応募規則に抵触しない限り（*）、金額がいくらであっても本奨学金との併給は可能です。

（*）本協会としては併給制限の対象としておりませんが、大学側のフェロースhip応募規則において、民間の給付型奨学金の受給制限を設けている可能性がありますので、ご注意ください。

※願書（様式 1）の以下の欄に金額等をご記入ください。

■【応募者の経済状況】欄の「⑤ 高等教育の修学支援新制度・給付型奨学金」

■【他の奨学金受給・申請状況】欄

※【他の奨学金受給・申請状況】欄の記入方法

・「奨学金名」：各大学のプロジェクト・プログラム・フェロースhip等の正式名称を記入

・「支給団体名」：「文部科学省」と記入

・「状況」欄の右横（印刷範囲外のスペース）：「次世代研究者挑戦的研究プログラム」、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロースhip創設事業」のいずれかを記入

【10 支給方法】

本奨学金は、別に定める方法により、在籍校を通じて支給する。

Q-13. 「別に定める方法」とは、どのような方法ですか。

A-13. 奨学金は奨学生の在籍大学の口座へ送金します（学生の個人口座へは送金いたしません）。各大学は、本協会から奨学金を受け取った後、奨学生の受給資格（出席状況、単位取得状況、学籍状況等）の有無を確認の上、原則として1か月分ずつ奨学生へ支給してください。詳細については採用校にのみ、選考結果通知時に文書にてお知らせします。

【13 その他(注意事項等)】

(2) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として本奨学金を辞退することはできない。

Q-14. 本奨学金と他団体の実施する奨学金（以下「甲奨学金」という）に併願したところ、甲奨学金に採用されました。甲奨学金は、本奨学金との併給ができないものであるため、本奨学金を辞退し

たいと思います。いつまでなら本奨学金を辞退することが認められますか。

A-14. 本奨学金を辞退できるのは、本奨学金の選考結果通知を大学が受領する前に限られ、本奨学金への採用決定後の辞退は、理由の如何を問わず一切認められません。甲奨学金を受給するため本奨学金を辞退したい場合には、本奨学金の選考結果通知が大学へ到着する前までに本協会へお知らせください。

Q-15. 本奨学金との併給が認められない他団体の実施する奨学金（以下「甲奨学金」という）にも併願しています。甲奨学金は、本奨学金よりも支給額が大きいので、甲奨学金へ採用された場合には、本奨学金を辞退するつもりです。甲奨学金の採否が判明するのは本奨学金と同時か、それより後になる見込みのため、甲奨学金の結果が分からない状況の中で本奨学金の選考結果通知を受領せざるを得ません。甲奨学金に不採用となった場合に限り本奨学金を受給したいので、甲奨学金の採否が判明するまで、本奨学金の辞退を認めてもらいたいのですが、可能ですか。

A-15. 本奨学金を採用決定後に辞退することは一切認められません。

【13 その他（注意事項等）】

（5）過去、本奨学金を受給した者は再度応募することはできない。

Q-16. ここでいう「本奨学金」とは、従前の「JEES 日本語教育普及奨学金（検定）」を指すものと理解してよいでしょうか。従前の「JEES 日本語教育普及奨学金（検定）」を受給したことのある学生の応募の可否について教えてください。

A-16. 「JEES 日本語教育普及奨学金（検定）」を指します。過去に同奨学金を受給した学生は応募できません。

Q-17. 過去に「JEES 日本語教育普及奨学金（日能）」を受給していた学生を、「JEES 日本語教育普及奨学金」に推薦することは可能でしょうか。

A-17. 過去に「JEES 日本語教育普及奨学金（日能）」を受給していた学生を推薦することは可能です。

Q-18. 「JEES 日本語教育普及奨学金」と「JEES 日本語修学支援奨学金」との併願はできますか。

A-18. 併願はできません。

Q-19. 過去に「JEES 留学生奨学金（修学）」を受給した学生を、「JEES 日本語教育普及奨学金」に推薦することは認められますか。

A-19. 推薦可能です。過去に受給した区分と別の区分への推薦は可能ですが、受給した区分と同じ区分への応募はできません。ただし、応募しただけで採用されなかった学生や、採用された

ものの新型コロナウイルス感染症による渡航制限のため渡日できず全く奨学金を受給しなかった学生については、過去に推薦した区分と同じ区分に再度推薦することが可能です。

【13 その他（注意事項等）】

（6）本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程 4 年、修士(博士前期)課程 2 年、博士（博士後期）課程 3 年とし、この期間のうち 5 に挙げる支給期間を支給対象とする。短期大学については、各短期大学において定められた標準修業年限（2 年もしくは 3 年）のうち、5 に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち 5 に挙げる支給期間を支給対象とする。

Q-20. 大学の在籍課程・標準修業年限の考え方を教えてください。

A-20. 下表をご参照ください。

学士課程	課程修了時に「学士」の学位を授与される課程。 標準修業年限は 4 年とする(医学部等は 6 年とする)。
修士(博士前期)課程	課程修了時に「修士」の学位を授与される課程。 区分制博士課程のうち、前期 2 年間。 標準修業年限は 2 年とする。
博士後期課程	課程修了時に「博士」の学位を授与される課程。 区分制博士課程のうち、後期 3 年間。 標準修業年限は 3 年とする(医学研究科等は 4 年とする)。
5 年一貫制博士課程	課程修了時に「博士」の学位を授与される課程。 (2 年次修了時に「修士」の学位を授与される場合も含む)。 博士課程のうち、区分を設けないもの。 標準修業年限は 5 年とする。
専門職学位課程	課程修了時に「修士(専門職)」、「教職修士(専門職)」または「法務博士(専門職)」の学位を授与される課程。 標準修業年限は 2 年とする(法科大学院等は 3 年とする)。

【その他の質問】

Q-21. 他団体の実施する奨学金へ応募している学生も推薦できますか。

A-21. 推薦可能です。ただし、本奨学金は、採用決定後の辞退を一切認めておりませんので、辞退できるのは採用決定（大学が選考結果通知を受領する）前までです。本奨学金への採

用決定後には辞退しないことをご誓約いただけるのであれば、他団体の奨学金と併願することは可能です。

2. 願書（様式 1）

【学籍状況】

Q-22. 本学では、学年を表現する際、「●回生」という呼称を使用しています。本学の慣習に倣い、学年欄に「●回生」と記入してもよいでしょうか。

A-22. 願書様式通りの「●年」という表現をご使用ください。

【●学歴・職歴（高等学校卒業以降）】

Q-23. 学歴・職歴欄は、古いものから新しいものの順に記入するのでしょうか。新しいものから古いものの順に遡って記入するのでしょうか。

A-23. 一番新しい学歴・職歴が一番下の行に来るように記入してください。「【学生記入用】願書（様式 1）」のシートの右隣りに「【記入例】願書（様式 1）」のシートが付いていますので、それに倣ってご記入ください。

Q-24. 現在在籍している大学の情報も記入する必要がありますか。

A-24. 記入不要です。

【●応募者の経済状況（令和 4 年度見込み）】

<全般>

Q-25. 平均月額を計算すると、割り切れず、小数点以下の数字が出てきてしまいます。小数点以下の数字は四捨五入してよいですか。

A-25. 1,000 円未満の数字は四捨五入していただいて構いません。

Q-26. 同居者がいる場合、経済状況は家庭全体の収支を書くのでしょうか。

A-26. 同居者がいる場合(外国人留学生の家族帯同留学等も含む)も、収入・支出は応募者本人に係る額をご記入ください。

* 収入「②生計を一にする同居者の収入」

→同居者が支弁している応募者本人の学費等金額(単身者の「仕送り額」に相当する部分)については、「①仕送り額」欄へ記入してください。

* 支出「⑩住居費」

→（外国人留学生の家族帯同留学等も含め）同居者が全額支出している場合は、0 円。同居者がいる場合でも、応募者本人の収入から負担している場合は、応募者自身が負担している額を記入してください。

* 支出「⑪生活費」

→応募者本人の交通費や交友費など、応募者自身の収入から支出している額を記入してください。応募者本人の収入から同居者の生活費も支出している場合は、その額も含めてください。

<⑥併給奨学金（申請中を除く）>

Q-27. 申請中（もしくは今後申請予定）で選考結果が出ておらず、受給が未確定の奨学金は記入不要で、受給が確定した奨学金のみ記入すればよいということでしょうか。

A-27. はい、その通りです。なお、願書提出後、選考結果が判明した場合でも、その採否を本協会へご報告いただく必要はありません（結果判明後の願書の修正は不要です）。**※ただし、本奨学金と併給できない奨学金に採用され、本奨学金を辞退する必要がある場合には、必ずご連絡をお願いいたします。**

<⑧学費>

Q-28. 学費の減免を受けている場合の「⑧学費」欄はどのように記入すればよいでしょうか。

A-28. 「⑧学費」欄には減免前の金額をご記入ください。「⑬授業料免除額」欄には、減免される金額をご記入ください。

Q-29. 願書の作成時点では学費の減免を申請中で、まだ選考結果が出ていない場合、「⑧学費」欄はどのように記入すればよいでしょうか。

A-29. 「⑧学費」欄には、減免を受けない場合の金額をご記入ください。「⑬授業料免除額」欄には、何も記入しないでください。なお、願書提出後、学費免除の審査結果が判明した場合でも、その採否を本協会へご報告いただく必要はありません（結果判明後の願書の修正は不要です）。

Q-30. 学生の親が学費を負担しており、学生本人は学費を支払っていない場合、学費の欄はどのように記入すればよいですか。

A-30. 学生の親が支弁する学費は、「収入」欄の「①仕送り額」に含め、それと同時に「支出」欄の「⑧学費」にも含めてください。

（例）学生の親が、学費相当分として、毎月 5 万円を支払っている場合

「収入」の「①仕送り額」⇒5 万円

「支出」の「⑧学費」⇒5 万円

としてください。

※上記は「学費」を例としましたが、学費のみならず、学生本人の生活に必要な費用を、第三者（例えば学生本人の家族等）が支弁することで、学生本人がその費用の支払いを免れている場合、支払いを免れている金額相当の「仕送り」を受けているものとみなします。

【●他の奨学金受給・申請状況】

Q-31. 過去に受給していた奨学金も全て含めて記入する必要がありますか。

A-31. 令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に支給される（予定の）奨学金のみ記入してください。それ以外の年度の受給状況は記入不要です。

Q-32. 申請中（もしくは今後申請予定）でまだ選考結果が出ておらず、受給が未確定の奨学金も記入する必要がありますか。

A-32. 受給が未確定の奨学金も記入してください。なお、願書提出後、選考結果が判明した場合でも、その採否を本協会へご報告いただく必要はありません（結果判明後の願書の修正は不要です）。**※ただし、本奨学金と併給できない奨学金に採用され、本奨学金を辞退する必要が生じた場合には、必ずご連絡をお願いいたします。**

Q-33. 一時金の記入方法を教えてください。

A-33.

■「月額」欄の書き方

令和4年度に受給する（予定の）一時金総額を12（＝令和4年度の全月数）で割って1か月当たりの金額を算出し、それを記入してください。

■「受給期間」欄の書き方

受給開始日と受給終了日は、いずれも同日（一時金を受け取る日）にしてください。

（例）2022年5月18日に受け取る予定の場合、受給期間は以下の通りとなります。

2022年5月18日から2022年5月18日まで

Q-34. 令和3年秋入学の学生で、入学時に一時金が支給されている場合、記入する必要がありますか。

A-34. 実際の支給日が令和4年度内でなければ、記入する必要はありません。

【●大学で何を学習・研究したいか（しているか）】

Q-35. まだ学習・研究計画が決まっていません。空欄のまま提出してもよいですか。

A-35. 現時点で学習・研究したいと考えているテーマ、興味のある学問分野等、何でも構いませんので、必ずご記入ください。

3. 推薦書（様式 2）

【●過去の JEES 日本語教育普及奨学金(検定)の奨学生の進路(過去 3 年間(平成 30 年度～令和 2 年度)に採用された者がいる場合はご記入ください。)]

Q-36. 「奨学生番号」の記入欄がありますが、本学で令和 2 年度に採用された学生のデータを確認したところ、「奨学生番号」の情報がありません。

A-36. 令和 2 年度以前の採用者には「受給者番号」を発行しておりましたが、令和 3 年度以降廃止となりました。令和 3 年度以降の採用者には、従前の「受給者番号」に代わるものとして「奨学生番号」を発行しております。令和 2 年度以前の採用者については、「受給者番号」を「奨学生番号」欄へご記入ください。

【本奨学金の募集・推薦に関するお問い合わせ】

本奨学金に関するお問い合わせは、以下のお問い合わせフォームからお願いいたします。

➤ お問い合わせフォームリンク：<https://forms.office.com/r/JhQhy1XDpD>

※お問い合わせの前に、同封いたしました「よくある質問」をご確認ください。

※学生からの直接の問い合わせには応じられません。大学ご担当者様からお問い合わせ願います。

※ご回答に 3 営業日程度かかる可能性がありますので、余裕をもってお問い合わせください。

※適切なご回答をするため、電話やメールによるお問い合わせはご容赦ください。

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLX ビルディング 12 階
公益財団法人 日本国際教育支援協会
学生支援部 国際教育課